

指定旧供給区域熱供給規程の変更認可 に係る対応について

令和 6 年 2 月 13 日
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課

(趣旨)

令和 5 年 12 月 22 日に、みなし熱供給事業者である芦屋浜エネルギーサービス株式会社から経済産業大臣に対して、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請（以下「本申請」という。）が行われ、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会（以下「委員会」という。）に、認可に係る意見聴取があった。また、本申請に関し、需要家から委員会に対して、熱供給事業法に基づく苦情の申出が行われた。これを踏まえ、当該意見聴取及び苦情の申出への委員会としての対応について御審議いただきたい。

1. 経緯

令和 5 年 12 月 22 日に、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号）附則第 52 条第 1 項の規定に基づき、芦屋浜エネルギーサービス株式会社から経済産業大臣に本申請が行われ、これを踏まえて、経済産業大臣から委員会に対して、認可に係る意見聴取があった。

また、本申請に関して、令和 6 年 1 月 29 日付けで、需要家 1 名から委員会に対して、熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第 31 条第 1 項の規定に基づく苦情の申出があった。

(参考)

- ✓ 芦屋浜エネルギーサービス株式会社の概要
 - ・設立：昭和 52 年 5 月
 - ・資本金：50 百万円
 - ・従業員：8 名（令和 5 年 3 月末 嘱託社員・派遣社員含む）
- ✓ 変更認可申請地区の概要（芦屋浜高層住宅地区）
 - ・供給開始：昭和 54 年 3 月（事業許可：昭和 52 年 11 月）
 - ・需要
 - 住宅用：2, 520 件（令和 5 年 3 月末時点）
 - 業務用：2 件（令和 5 年 3 月末時点）
 - ・供給熱媒体
 - 住宅用：温水（暖房・給湯）
 - 業務用：温水（暖房）・蒸気（冷房）
 - ・熱発生機器：ボイラー（都市ガス）

2. 委員会としての対応（案）

本申請について「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく熱供給事業に関する経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」第 1（9）に

基づき審査を行った結果、資料 6－1 のとおり、経済産業大臣に対し、査定方針を回答することとしたい。なお、経済産業大臣に回答する際には、その内容を公表することとする。

また、本申請に関する苦情の申出については、申出者に対し、資料 6－2 のとおり、処理結果を通知することとしたい(なお、申出者の個人名については、資料 6－2 においては記載していない。)

＜参考＞参考条文

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）（抄）

附 則

（みなし熱供給事業者の指定旧供給区域熱供給規程）

第五十二条 みなし熱供給事業者は、附則第五十条第一項の義務を負う間、指定旧供給区域熱供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、指定旧供給区域熱供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合しているときと認めるときは、同項の認可をしなければならない。

一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。

二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。

三 みなし熱供給事業者及び指定旧供給区域熱供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。

四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3～7 略

（熱供給事業法の一部改正に伴う電力・ガス取引監視等委員会の権限等）

第五十八条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一・二 略

三 附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱事業法第九条第一項若しくは第二項、第十一条第二項若しくは第十五条第一項ただし書の認可又は附則第五十二条第一項の認可をしようとするとき。

四～七 略

2 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

○熱供給事業法（昭和47年法律第88号）（抄）

（苦情の申出）

第三十一条 熱供給事業者等の熱供給又は熱供給契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理に関し苦情のある者は、経済産業大臣又は委員会に対し、理由を記載した文書を提出して苦情の申出（委員会に対するものにあつては、保安に関するものを除く。）をすることができる。

2 経済産業大臣及び委員会は、前項の申出があつたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知しなければならない。

○電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく熱供給事業に関する経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（抄）

第1 審査基準

(9) 改正法附則第52条第1項の規定による指定旧供給区域熱供給規程の認可及び変更の認可

改正法附則第52条第1項の規定による指定旧供給区域熱供給規程の認可及び変更の認可に係る審査基準は、同条第2項に認可の基準が定められているところであり、より具体的には、別紙1「指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領」及び別紙2「指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領」のとおりとする。

経 済 産 業 省

20240109電委第2号
年 月 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

指定旧供給区域熱供給規程の変更認可について（回答）

令和6年1月5日付け20231222資第6号により、貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則第52条第1項の規定による指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請（以下「本件」という。）について、当委員会として、以下のとおり回答します。

記

本件に係る当委員会としての査定方針は、別添の「芦屋浜エネルギーサービス株式会社からの指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請に係る査定方針について」のとおりです。

以上

芦屋浜エネルギーサービス株式会社からの 指定旧供給区域熱供給規程の 変更認可申請に係る査定方針について (案)

2024年2月13日（火）

電力・ガス取引監視等委員会

1. はじめに

2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ

3. 規制料金の改定申請の概要

4. 規制料金の審査の概要

5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

6-1. 原価算定期間

6-2. 需要想定

6-3. 経営効率化

6-4. 人件費

6-5. 燃料費・電力料

6-6. 修繕費

6-7. 設備投資（減価償却費）

6-8. その他経費

6-9. 事業報酬

6-10. 法人税等

6-11. 料金設定等

本資料の位置づけ

- 本資料は、みなし熱供給事業者である芦屋浜エネルギーサービス株式会社が、2023年12月に経済産業大臣に対して行った、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請に係る査定方針である。

芦屋浜エネルギーサービス株式会社の概要

設 立	昭和52年5月
資 本 金	50百万円
従 業 員	8名（令和5年3月末）

変更認可申請地区の概要 （芦屋浜高層住宅地区）

供 給 開 始	昭和54年3月（事業許可：昭和52年11月）
需 要	住宅用：2,520件（令和5年3月末時点）
	業務用：2件（令和5年3月末時点）
供給熱媒体	住宅用：温水（暖房・給湯）
	業務用：温水（暖房）・蒸気（冷房）
熱発生機器	ボイラー（都市ガス）

1. はじめに

2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ

3. 規制料金の改定申請の概要

4. 規制料金の審査の概要

5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

6-1. 原価算定期間

6-2. 需要想定

6-3. 経営効率化

6-4. 人件費

6-5. 燃料費・電力料

6-6. 修繕費

6-7. 設備投資（減価償却費）

6-8. その他経費

6-9. 事業報酬

6-10. 法人税等

6-11. 料金設定等

指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ

- みなし熱供給事業者は、規制料金について、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則に基づいて、指定旧供給区域熱供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けることが必要であり、これを変更しようとするときも認可が必要である。
- また、改正法附則において、経済産業大臣は、申請のあった指定旧供給区域熱供給規程が、以下のいずれにも適合していると認めるときは、認可をしなければならないこととされている。
 - ① 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
 - ② 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。
 - ③ みなし熱供給事業者及び指定旧供給区域熱供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
 - ④ 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請に係る意見聴取

- 2023年12月22日に、改正法附則第52条第1項の規定に基づき、芦屋浜エネルギーサービス株式会社が、経済産業大臣に対して、指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請（以下「本申請」という。）を行った。
- その上で、改正法附則第58条第1項第3号の規定に基づき、2024年1月5日に経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に対して、本申請に係る意見聴取があった。

【参考】参照条文

電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号）附則

（みなし熱供給事業者の指定旧供給区域熱供給規程）

第五十二条 みなし熱供給事業者は、附則第五十条第一項の義務を負う間、指定旧供給区域熱供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、指定旧供給区域熱供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 経済産業大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認可をしなければならない。

- 一 料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- 二 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。
- 三 みなし熱供給事業者及び指定旧供給区域熱供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

3～7 （略）

（熱供給事業法の一部改正に伴う電力・ガス取引監視等委員会の権限等）

第五十八条 経済産業大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

一・二 （略）

三 附則第五十条第四項の規定によりなおその効力を有することとされる旧熱事業法第九条第一項若しくは第二項、第十一条第二項若しくは第十五条第一項ただし書の認可又は附則第五十二条第一項の認可をしようとするとき。

四～七 （略）

2 委員会は、前項の規定により意見を述べたときは、遅滞なく、その内容を公表しなければならない。

1. はじめに

2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ

3. 規制料金の改定申請の概要

4. 規制料金の審査の概要

5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

6-1. 原価算定期間

6-2. 需要想定

6-3. 経営効率化

6-4. 人件費

6-5. 燃料費・電力料

6-6. 修繕費

6-7. 設備投資（減価償却費）

6-8. その他経費

6-9. 事業報酬

6-10. 法人税等

6-11. 料金設定等

事業者の申請概要

- 本申請は、燃料費の高騰及び需要の減少などを背景に行われたものであり、申請概要は以下のとおり。
- なお、申請原価は現行原価から約8%減少しているものの、需要が約52%減少していることから、料金単価としては増加となっている。

(単位：千円、単位未満は四捨五入)

項目	現行原価※ ¹ (a)	申請原価※ ² (b)	差引 (b - a)
役員給与	－	8,568	8,568
給料手当	103,340	14,387	▲88,953
退職金	883	960	77
雑給	1,198	－	▲1,198
厚生費	16,439	5,275	▲11,164
燃料費	97,094	181,113	84,019
修繕費	36,890	26,388	▲10,502
電力料	9,382	6,305	▲3,077
水道料	489	251	▲238
消耗品費	7,718	2,121	▲5,597
賃借料	758	1,366	608
委託作業費	29,978	53,408	23,430
租税課金	2,842	2,397	▲445
貸倒償却	1,115	261	▲854
雑費	14,269	7,023	▲7,246
減価償却費	25,894	18,175	▲7,719
営業費計	348,289	327,998	▲20,291

項目	現行原価※ ¹ (a)	申請原価※ ² (b)	差引 (b - a)
事業報酬	11,235	4,005	▲7,230
法人税等	4,934	1,768	▲3,166
原価総額(A)	364,458	333,771	▲30,687
控除項目(B)	394	－	▲394
差引料金原価 (A) - (B)	364,064	333,771	▲30,293

※ 1 現行原価の原価算定期間は1988年4月～1990年3月であり、数値は2か年の平均値。

※ 2 申請原価の原価算定期間は2024年4月～2029年3月であり、数値は5か年の平均値。

1か月当たりの熱料金の変動額の試算

- 今回申請の内容に基づいて、標準的な家庭（住宅用）における熱料金の月額（※）を試算した結果は以下のとおり。

（※）2022年度における12か月間利用の需要家の平均使用量に基づく試算

需要種別	用途	モデル	現行料金 (税込み)	値上げ後の料金 (税込み)	値上げ幅 (値上げ率)
集合住宅用	給湯＋暖房	- 給湯使用量：33m³/月 - 暖房：209暖房単位/年	9, 0 3 1円	1 3, 4 8 5円	+ 4, 4 5 4円 (+ 4 9. 3%)
	給湯	給湯使用量：35m³/月	7, 7 1 9円	1 0, 6 5 6円	+ 2, 9 3 7円 (+ 3 8. 0%)

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
- 4. 規制料金の審査の概要**
5. 査定方針の概要
6. 査定方針の各論
 - 6-1. 原価算定期間
 - 6-2. 需要想定
 - 6-3. 経営効率化
 - 6-4. 人件費
 - 6-5. 燃料費・電力料
 - 6-6. 修繕費
 - 6-7. 設備投資（減価償却費）
 - 6-8. その他経費
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. 法人税等
 - 6-11. 料金設定等

指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の審査の概要

- 規制料金の改定申請の審査では、当該料金が、指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（平成28年3月制定）に則って算定されていることを前提として、指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（平成28年3月制定）に照らして妥当なものか確認した。

【参考】参照条文①

電気事業法等の一部を改正する等の法律（改正法） 附則

（みなし熱供給事業者の指定旧供給区域熱供給規程）

第五十二条 みなし熱供給事業者は、附則第五十条第一項の義務を負う間、指定旧供給区域熱供給に係る料金その他の供給条件について、経済産業省令で定めるところにより、指定旧供給区域熱供給規程を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～7 （略）

指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）

第2章 総括原価等の算定

1. 総括原価等の算定

事業者は改正法附則第52条第1項の規定に基づき指定旧供給区域熱供給規程を定め、又は変更（同条第3項の規定に基づく変更及び指定旧供給区域熱供給規程料金の変更を伴わないものを除く。）を行うに当たっては、当該指定旧供給区域熱供給規程の実施期日（変更を行う場合にあっては、当該変更後の指定旧供給区域熱供給規程の実施期日）を含む月の初日（以下「基準日」という。）を始期とする1年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原価算定期間」という。）を定め、以下のとおり当該原価算定期間における適正な原価（以下「総括原価」という。）を算定するものとする。

（1）総括原価の算定の方法は、指定旧供給区域熱供給規程料金の変更（消費税等相当額のみを原因とする料金の値上げを除く。）を行う場合は、

2. に定めるところにより算定するものとする。

（2）総括原価の算定に当たっては、原価算定期間中の需要想定及び設備投資計画を様式第2及び様式第3に整理するものとする。

【参考】参照条文②

指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）

第1章 総則

1. 基本方針

- (1) 改正法附則第52条第2項に規定する基準による同条第1項の指定旧供給区域熱供給規程の認可に当たっては、この要領に従って審査するものとする。
- (2) 総括原価は、改正法附則第52条第2項第1号の「料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし、公正妥当なもの」となるよう別紙1「指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領」（以下「算定要領」という。）に基づき適正に算定しているか否かにつき、次章1.の規定により、指定旧供給区域ごとに審査するものとする。
- (3) 指定旧供給区域熱供給規程料金は、改正法附則第52条第2項第2号の「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」及び同項第4号の「特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと」に該当するよう、算定要領に定める方法に基づき適正に算定要領様式第4第2表の熱料金総括表料金表（以下「料金表」という。）に記載しているか否かにつき、次章2.の規定により指定旧供給区域ごとに審査するものとする。

2. 審査の結果の取扱い

審査の結果、申請された指定旧供給区域熱供給規程について補正の指摘をした場合にあっては、当該事業者が当該指摘に基づいて適正に補正したと認められるときは、当該申請に係る料金を認可することとする。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
- 5. 査定方針の概要**
6. 査定方針の各論
 - 6－1. 原価算定期間
 - 6－2. 需要想定
 - 6－3. 経営効率化
 - 6－4. 人件費
 - 6－5. 燃料費・電力料
 - 6－6. 修繕費
 - 6－7. 設備投資（減価償却費）
 - 6－8. その他経費
 - 6－9. 事業報酬
 - 6－10. 法人税等
 - 6－11. 料金設定等

査定方針の概要①

項目	査定の主な考え方
原価算定期間	原価算定期間の設定について、料金算定要領では「1年間を単位とした将来の合理的な期間」とされている。その上で、<u>原価算定期間を5年間</u>と設定することは、料金に関する<u>費用の平準化の観点</u>や、<u>今後予定されている具体的な設備投資計画</u>を踏まえたものであるため、<u>合理的な範囲</u>と考えられる。
需要想定	<u>住宅用及び業務用の件数（供給戸数）</u>については、<u>直近実績値（2023年3月末時点）の横ばい</u>となっている。この点について、事業者を確認したところ、<u>現時点において、原価算定期間に、需要の増減が確定している具体的な案件は無い</u>とのことであり、<u>合理的でない根拠に基づいた点は確認されなかった</u>。
経営効率化	常勤取締役の削減や、人員体制の見直しなどの<u>経営効率化の取組を行っていることを確認</u>した。
人件費	<u>役員給与</u>について、国家公務員の指定職の給与水準の平均と比較して、<u>適正な水準</u>である。 <u>給料手当</u>について、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における企業平均値を基本に、電気業・ガス業・水道業の平均値の水準と比較して、<u>適正な水準</u>である。 <u>退職金</u>について、人事院の「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」及び中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」における企業平均値（企業規模に応じたもの）の水準と比較して、<u>適正な水準</u>である。
燃料費・電力料	<u>燃料費</u>について、関西地域の<u>ガス小売事業者の料金水準以下</u>であり、<u>適正な水準</u>である。 <u>電力料</u>について、関西地域の<u>小売電気事業者の料金水準と同程度</u>であり、<u>適正な水準</u>である。
修繕費	<u>修繕費</u>について、修繕工事のタイミング及び金額などを確認した結果、<u>見積額は不合理ではない</u>。

査定方針の概要②

項目	査定の主な考え方
設備投資 (減価償却費)	- 原価算定期間中に、<u>高温水ボイラー（3基）の更新</u>が計画されているが、現地確認などを実施した結果、<u>更新工事の必要性や実施時期について、疑義を抱く事項は無かった。</u> - 設備投資の必要性・妥当性を踏まえ、<u>減価償却費</u>について、<u>熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備のみ織り込まれていることを確認</u>した。また、これらの設備に係る減価償却の方法や耐用年数は、申請事業者がこれまで同種の設備に採用してきたものと同様であり、<u>定率法及び定額法により適正に算定されていることを確認</u>した。
その他経費 (消耗品費等)	- 熱供給事業の運営にとって<u>厳に必要なもののみ織り込まれていることを確認</u>した。 - 熱の供給にとって<u>優先度が低いもの</u>や、指定旧供給区域熱供給規程料金として回収することが<u>社会通念上不適切なもの</u>（交際費、町内会への寄付金等）<u>が織り込まれていないことを確認</u>した。
事業報酬	<u>レートベース</u>について、熱供給事業の運営にとって<u>真に不可欠な設備のみが織り込まれていることを確認</u>した。 <u>事業報酬率</u>について、ガス事業における値（経済産業大臣告示）を用いており、<u>適正に算定されていることを確認</u>した。
法人税等	<u>法人税等</u>について、事業報酬額のうち<u>自己資本報酬額分を基に適正に算定していることを確認</u>した。
料金設定等 (レートメイク)	「<u>需要種別原価</u>」と「<u>需要種別の料金収入額</u>（消費税等相当額を除く）」が<u>一致するように設定されていることを確認</u>した。 - 基本料金や従量料金をもって、<u>使用量等に応じた料金が計算可能</u>であり、また、<u>全ての需要家に対して平等であることを確認</u>した。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要
6. 査定方針の各論
 - 6－1. 原価算定期間
 - 6－2. 需要想定
 - 6－3. 経営効率化
 - 6－4. 人件費
 - 6－5. 燃料費・電力料
 - 6－6. 修繕費
 - 6－7. 設備投資（減価償却費）
 - 6－8. その他経費
 - 6－9. 事業報酬
 - 6－10. 法人税等
 - 6－11. 料金設定等

原価算定期間（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 原価算定期間の設定は合理的か。

【審査の結果】

- 今回申請では、原価算定期間を5年間（2024年4月～2029年3月）としている。その理由について事業者を確認したところ、ボイラーの更新を予定（※2025年10月～2026年3月に更新工事を行い、2026年4月に運転開始）しているところ、これに伴うボイラーの減価償却費を料金に適切に反映するため、5年間と設定したとの説明があった。
- 原価算定期間の設定について、料金算定要領では「1年間を単位とした将来の合理的な期間」とされている。その上で、原価算定期間を5年間と設定することは、料金に関する費用の平準化の観点や、今後予定されている具体的な設備投資計画を踏まえたものであるため、合理的な範囲と考えられる。

【参考】参照条文

指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

第2章 総括原価等の算定

1. 総括原価等の算定

事業者は改正法附則第52条第1項の規定に基づき指定旧供給区域熱供給規程を定め、又は変更（同条第3項の規定に基づく変更及び指定旧供給区域熱供給規程料金の変更を伴わないものを除く。）を行うに当たっては、当該指定旧供給区域熱供給規程の実施期日（変更を行う場合にあっては、当該変更後の指定旧供給区域熱供給規程の実施期日）を含む月の初日（以下「基準日」という。）を始期とする1年間を単位とした将来の合理的な期間（以下「原価算定期間」という。）を定め、以下のとおり当該原価算定期間における適正な原価（以下「総括原価」という。）を算定するものとする。

（1）総括原価の算定の方法は、指定旧供給区域熱供給規程料金の変更（消費税等相当額のみを原因とする料金の値上げを除く。）を行う場合は、

2. に定めるところにより算定するものとする。

（2）総括原価の算定に当たっては、原価算定期間中の需要想定及び設備投資計画を様式第2及び様式第3に整理するものとする。

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（抜粋）

3. 原価算定期間

算定規則第2条における原価算定期間については、原則として3年間とする。ただし、原価の見通しが極めて困難な事情がある場合には、原価算定期間を1年とすることも認める。

旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金審査要領（抜粋）

4. 原価算定期間

変更後の供給約款で設定する料金を算定しようとする事業者に係る原価算定期間については、原則として3年間とする。ただし、原価の見通しが極めて困難な事情がある場合には、原価算定期間を1年間とすることも認める。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要
- 6. 査定方針の各論**
 - 6-1. 原価算定期間
 - 6-2. 需要想定**
 - 6-3. 経営効率化
 - 6-4. 人件費
 - 6-5. 燃料費・電力料
 - 6-6. 修繕費
 - 6-7. 設備投資（減価償却費）
 - 6-8. その他経費
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. 法人税等
 - 6-11. 料金設定等

需要想定概要

- 今回の料金改定申請における需要家の状況及び年間販売熱量は以下のとおり。
- 業務施設及び集合住宅の供給戸数及び年間販売熱量については、直近実績値に基づき算定されている。

項 目		現行原価※ (A)	直近実績			申請原価（原価算定期間）						増減 (B/A)
			2020年度	2021年度	2022年度	2024.4～	2025.4～	2026.4～	2027.4～	2028.4～	5年平均 (B)	
需要家の状況 (件数)	住宅用	3,076	2,598	2,554	2,521	2,520	2,520	2,520	2,520	2,520	2,520	81.9%
	業務用	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	66.7%
	合計	3,079	2,600	2,556	2,523	2,522	2,522	2,522	2,522	2,522	2,522	81.9%
年間販売熱量 (GJ)	住宅用 (給湯)	34,698	20,927	20,889	18,757	19,880	19,880	19,880	19,880	19,880	19,880	57.3%
	住宅用 (暖房)	6,601	2,472	2,419	1,932	2,239	2,239	2,239	2,239	2,239	2,239	33.9%
	業務用 (暖房等)	11,327	3,284	3,760	3,169	3,404	3,404	3,404	3,404	3,404	3,404	30.1%
	合計	52,627	26,683	27,068	23,858	25,523	25,523	25,523	25,523	25,523	25,523	48.5%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間（1988～89年度）の2か年平均値。

需要想定（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 需要種別の需要（住宅用（暖房・給湯）、業務用（暖房・冷房））の想定に当たって、合理的でない根拠を用いていないか。

【審査の結果】

- 住宅用及び業務用の件数（供給戸数）については、直近実績値（2023年3月末時点）の横ばいとなっている。この点について、事業者を確認したところ、現時点において、原価算定期間（5年間）に、需要の増減が確定している具体的な案件は無いとのことであった。
- 住宅用の年間販売熱量については、1戸当たり年間販売熱量の直近3か年の実績平均値に、前述の供給戸数を乗じて算定されている。
- 業務用の年間販売熱量については、直近3か年の実績平均値に基づき算定されている。
- 上記を踏まえ、需要想定について、合理的でない根拠に基づいた点は確認されなかった。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化**
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費
- 6-7. 設備投資（減価償却費）
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 料金設定等

経営効率化（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 申請事業者は、経営効率化の取組を行っているか。

【審査の結果】

- 以下のとおり、経営効率化の取組を行っていることを確認した。
 - 常勤取締役の削減（2023年度より、役員数2名⇒1名）
 - 人員体制の見直し（2023年度より、9名⇒8名）
 - プラント監視システムの保守契約の見直しに伴う費用の削減（2023年度～）

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要
- 6. 査定方針の各論**
 - 6-1. 原価算定期間
 - 6-2. 需要想定
 - 6-3. 経営効率化
 - 6-4. 人件費**
 - 6-5. 燃料費・電力料
 - 6-6. 修繕費
 - 6-7. 設備投資（減価償却費）
 - 6-8. その他経費
 - 6-9. 事業報酬
 - 6-10. 法人税等
 - 6-11. 料金設定等

人件費の概要

- 人件費の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。
- 役員給与については、常勤取締役及び監査役の計2名分を原価に計上している。
- 給料手当については、2023年度の支給見込みを基に、賃金構造基本統計調査などを踏まえた水準以下の金額を原価に計上している。
- 退職金については、2023年度の退職給付引当金の実績値を原価に計上している。
- 厚生費については、法定厚生費（健康保険料、厚生年金保険料など）と、一般厚生費（健康診断費、通勤交通費、被服費）が、2023年度の実績見込み値を基に算定されている。

	現行原価 (A)	直近実績【参考】			申請原価 (B)	増減 (B/A)
		2020年度	2021年度	2022年度		
役員給与	－	13,362	8,568	13,368	8,568	－
給料手当	103,340	15,391	16,257	16,824	14,387	13.9%
退職金	883	741	393	1,135	960	108.7%
雑給	1,198	－	－	－	－	－
厚生費	16,439	4,921	4,595	5,227	5,275	32.1%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間（1988～89年度）の2か年平均値。

※「申請原価」：原価算定期間（2024～28年度）の5か年平均値。

関係法令における規定（人件費）

- 役員給与・給料手当等の人件費については、料金算定要領において、実績値等を基に算定することとなっている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

（1）事業者は、営業費として、原価算定期間における、役員給与、給料手当、退職金、雑給、厚生費、燃料費、冷温熱購入費、修繕費、電力料、水道料、消耗品費、賃借料、委託作業費、租税課金、試験研究費、需要開発費、固定資産除却費、貸倒償却、雑費及び減価償却費の額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算定するものとする。

① 労務費（役員給与、給料手当、退職金、雑給及び厚生費をいう。以下同じ。）

労務費は、原価算定期間期首における支出予定額又は原価算定期間の開始の直前における支出額の実績及びこれらの額の原価算定期間中の変動を勘案して算定した適正な額とする。

②～⑥ 略

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

（1）営業費等

営業費等（総括原価のうち、以下の（2）及び（3）を除いたものをいう。以下同じ。）は、営業費等の項目ごとに、算定要領第2章2. に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

（2）事業報酬（略）

（3）控除項目（略）

人件費（審査における論点）

【役員給与】

- 役員給与のうち、社内役員の給与については、国家公務員の指定職の給与水準の平均（事務次官、外局の長、内部部局の長等の平均）と比較して適正な水準であるか。

【給料手当】

- 給料手当のうち、従業員1人当たりの年間給与水準（基準賃金、諸給与金等）については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における企業平均値（企業規模に応じたもの）を基本に、電気業、ガス業及び水道業の平均値と比較して適正な水準であるか。その際、地域間の賃金水準の差については、地域の物価水準を踏まえ、消費者物価指数、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」等を参考とする。

【退職金】

- 人事院の「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」及び中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」における企業平均値（企業規模に応じたもの）と比較して適正な水準であるか。

【法定厚生費】

- 健康保険料の事業主負担割合の法定下限が50%であることを踏まえ、単一・連合やガス業・水道業等における健康保険組合の事業主負担割合と比較して妥当であるか。

人件費（審査の結果①）

【役員給与】

- 役員給与について、国家公務員の指定職の給与水準の平均以下になっているところ、当該水準と比較して、適正な水準である。

【給料手当】

- 給料手当について、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における企業平均値を基本に、電気業・ガス業・水道業の平均値の水準以下となっているところ、当該水準と比較して、適正な水準である。

【参考（役員給与）】国家公務員指定職の年収概算（経済産業省試算）

申請額（※）	単純平均	指定職俸給表8号俸 （事務次官等）	指定職俸給表6号俸 （外局の長官等）	指定職俸給表4号俸 （内部部局の長等）
857万円	2,041万円	2,317万円	2,041万円	1,765万円

※常勤取締役及び監査役の合計。

【参考（給料手当）】試算値：2022年「賃金構造基本統計調査」に基づく従業員1人当たりの年間給与水準」

（単位：万円）

申請額	試算値	全産業・正社員・ 10～99人	3公益業種平均（各事業者補正值）				地域補正※
			電気	ガス	水道	平均	
505	505	414.5	703	524	554	594	1.002

※賃構調査（2022年）を用いた数字。

人件費（審査の結果②）

【退職金】

- 退職金について、人事院の「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」及び中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」における企業平均値（企業規模に応じたもの）の水準以下となっているところ、当該水準と比較して、適正な水準である。

【法定厚生費】

- 健康保険料の事業主負担割合の法定下限が50%であるところ、現在、事業主負担割合は65%となっているが、原価算定期間内に下限の50%に到達するという内容で原価算入されており、不合理ではない。

【一般厚生費】

- 健康診断費、通勤交通費※、被服費などが原価算入されているところ、不合理ではない。

※ 通勤交通費については、給料手当の一部として従業員1人当たりの年間給与水準に含めて確認した。

【参考】原価算入した退職給付水準と人事院・中央労働委員会の調査における企業平均値との比較

原価算入した退職給付水準	(A) と (B) の平均値 (1人当たりのメルクマール)	(A)	(B)
		人事院調査 (R3) 【50人以上100人未満】※	中央労働委員会調査 (R3) 【定年】
<u>1,344万円</u>	<u>1,885万円</u>	1,759万円	2,010万円

36

※ 芦屋浜エネルギーサービス株式会社の企業規模（8人）に対し、50人未満の調査結果がないため、【50人以上100人未満】の結果を用いて比較。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要
- 6. 査定方針の各論**
 - 6－1. 原価算定期間
 - 6－2. 需要想定
 - 6－3. 経営効率化
 - 6－4. 人件費
 - 6－5. 燃料費・電力料**
 - 6－6. 修繕費
 - 6－7. 設備投資（減価償却費）
 - 6－8. その他経費
 - 6－9. 事業報酬
 - 6－10. 法人税等
 - 6－11. 料金設定等

燃料費・電力料の概要

- 燃料費・電力料の現行原価と申請原価との比較は以下のとおりであり、燃料費が大きく増加している。
- 燃料費については、ボイラーの燃料となる都市ガスの購入費用であり、ガス小売事業者との契約単価等に基づく直近実績単価により算定されている。
- 電力料については、ボイラーの起動や、ファンの運転などの動力に必要な電力の購入費用であり、高圧一括受電事業者からの請求に基づく直近実績単価により算定されている。

(単位：千円)

	現行原価 (A)	直近実績【参考】			申請原価 (B)	増減 (B/A)
		2020年度	2021年度	2022年度		
燃料費	97,094	129,126	130,480	223,866	181,113	186.5%
電力料	9,382	5,188	5,434	7,443	6,305	67.2%
計	106,476	134,314	135,914	231,309	187,418	176.0%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間（1988～89年度）の2か年平均値。

※「申請原価」：原価算定期間（2024～28年度）の5か年平均値。

関係法令における規定（燃料費・電力料）

- 燃料費・電力料については、料金算定要領において、**実績値等を基に算定**することとなっている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

（1）事業者は、営業費として、原価算定期間における、役員給与、給料手当、退職金、雑給、厚生費、燃料費、冷温熱購入費、修繕費、電力料、水道料、消耗品費、賃借料、委託作業費、租税課金、試験研究費、需要開発費、固定資産除却費、貸倒償却、雑費及び減価償却費の額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算定するものとする。

① 略

② 燃料費、電力料及び冷温熱購入費

燃料費、電力料及び冷温熱購入費は、原価算定期間の開始の直前におけるこれらの額の実績又は原価算定期間中の需要想定に基づいて算定した使用燃料量、使用電力量及び冷温熱購入量の想定値に時価を基礎とする適正な単価をそれぞれ乗じて算定した額とする。

③～⑥ 略

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

（1）営業費等

営業費等（総括原価のうち、以下の（2）及び（3）を除いたものをいう。以下同じ。）は、営業費等の項目ごとに、**算定要領第2章2.に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か**等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

（2）事業報酬（略）

（3）控除項目（略）

燃料費・電力料（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 燃料費、電力料について、ガス小売事業者からの相対購入価格及び高圧一括受電事業者からの請求単価が、他のガス・電気の小売事業者と比較して適正な水準であるか。

【審査の結果】

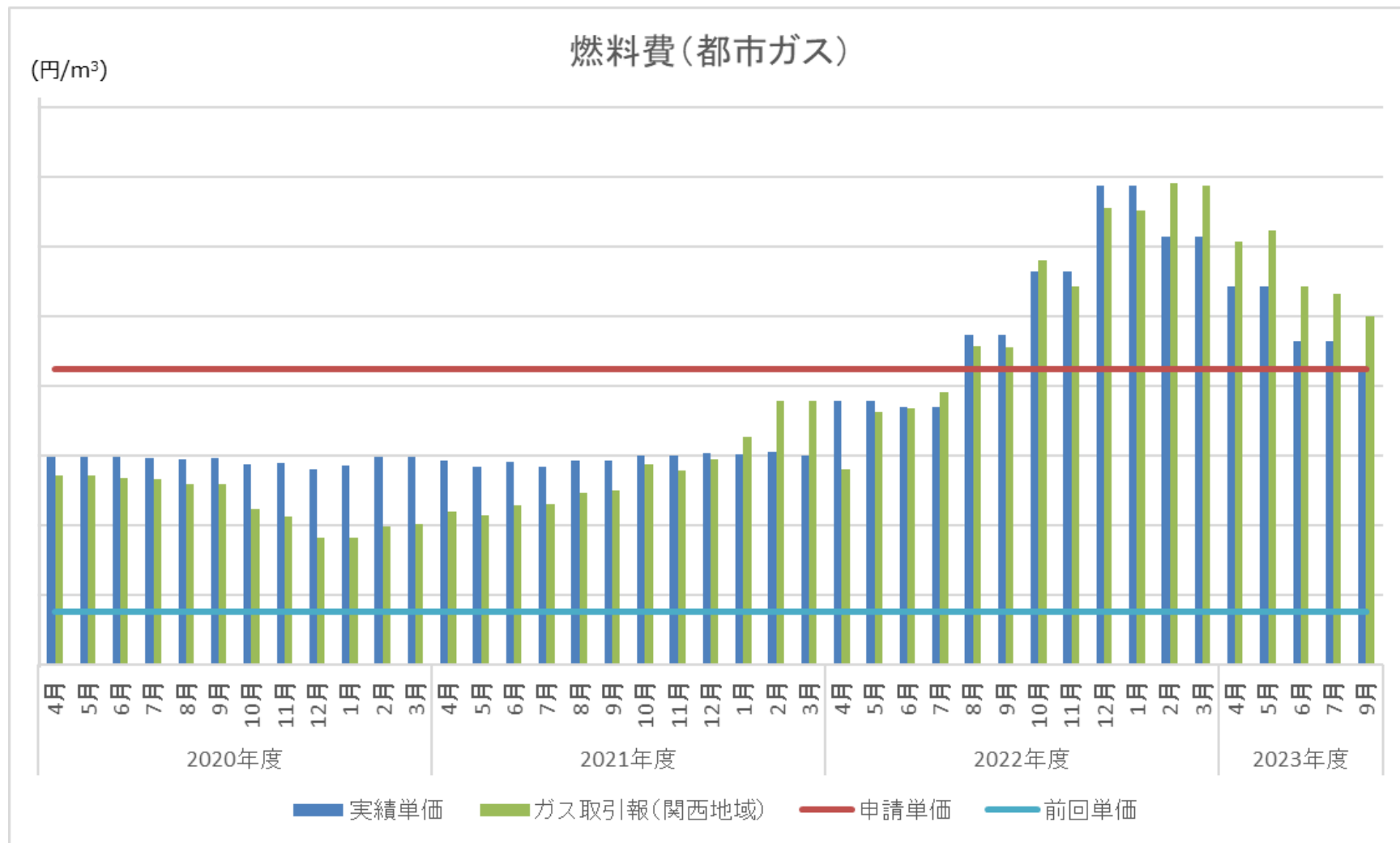
＜燃料費＞

- ガス取引報のデータを用いて分析したところ、燃料費について、関西地域のガス小売事業者の料金水準以下であり、適正な水準である。

＜電力料＞

- 電力取引報のデータを用いて分析したところ、電力料について、関西地域の小売電気事業者の料金水準と同程度であり、適正な水準である。
- なお、申請事業者は、小売電気事業者と直接契約を締結できる立場には無く、高圧一括受電事業者からの請求に関する直近実績単価に基づいて原価に計上している。

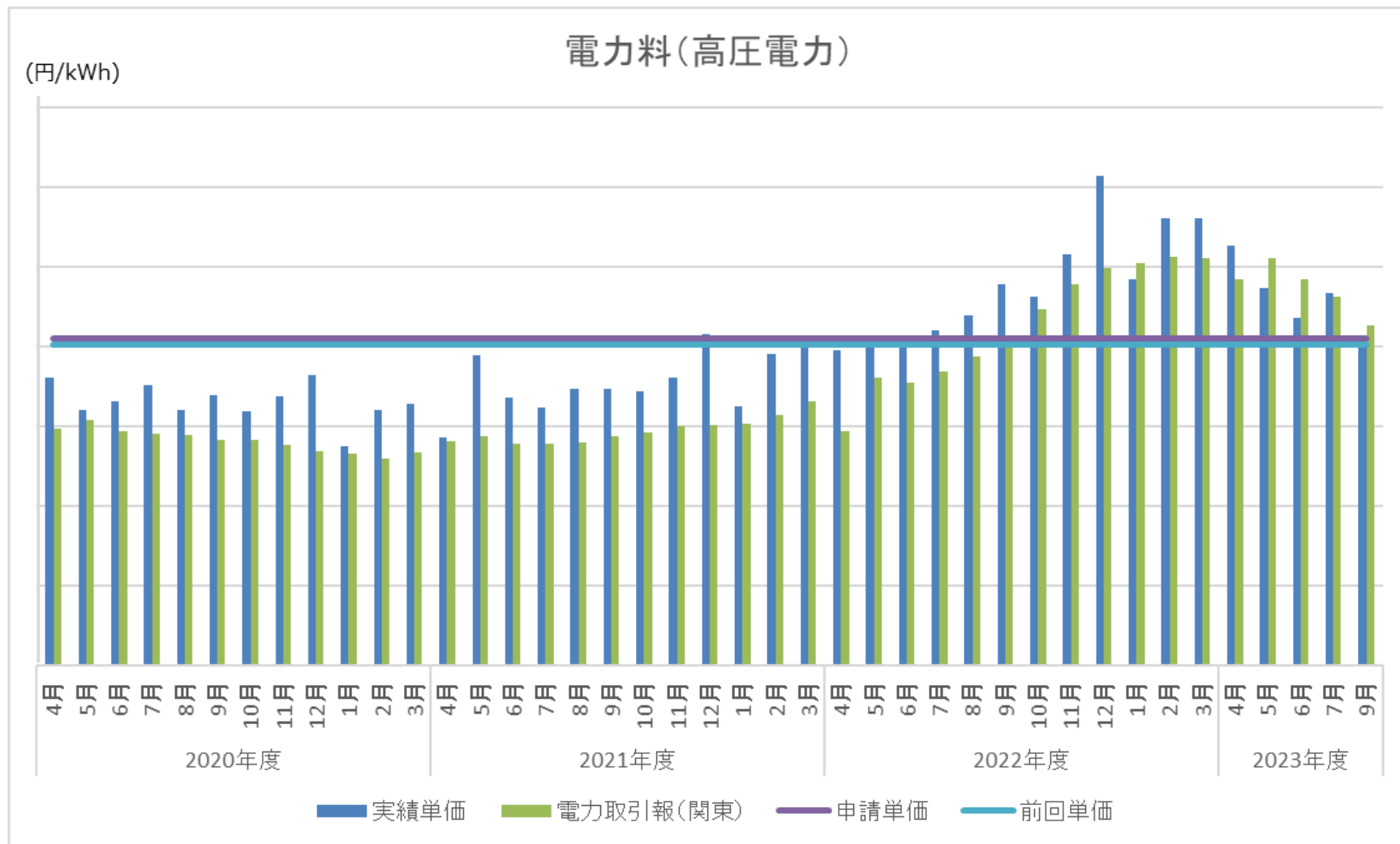
【参考】燃料費の料金水準の比較



出典：事業者からの聞き取り及びガス取引報により、事務局で作成。

※単価には、消費税及び政府補助金を含まない。

【参考】電力料の料金水準の比較



出典：事業者からの聞き取り及び電力取引報により、事務局で作成。

※単価には、消費税、再生可能エネルギー発電促進賦課金、政府補助金を含まない。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費**
- 6-7. 設備投資（減価償却費）
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 料金設定等

修繕費の概要

- 修繕費の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。
- 申請原価は、**料金算定要領に基づき、設備の経常修繕費**（熱供給事業の実施に伴い経常的に必要となる修繕費）**の見積額を合計して算定**されている。
- 原価算定期間における**主な修繕項目**は以下のとおり。
 - 製造設備：ボイラー、各種ポンプ類などのプラント設備の定期整備
 - 供給設備：給湯メーター・暖房メーターの定期交換、高温水導管の補修

（単位：千円）

	現行原価 (A)	直近実績【参考】					申請原価 (B)	増減 (B/A)
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度		
製造設備	20,297	11,214	10,329	7,969	9,897	10,565	12,028	59.3%
供給設備	16,351	7,788	1,544	3,392	2,399	15,919	14,360	87.8%
業務設備	242	1,409	2,420	2,048	1,927	1,163	—	—
合計	36,890	20,411	14,293	13,409	14,223	27,647	26,388	71.5%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間（1988～89年度）の2か年平均値。

※「申請原価」：原価算定期間（2024～28年度）の5か年平均値。

※なお、業務設備の直近実績については、年度ごとの業務設備に係る修繕費に、総売上高に占める熱供給事業売上高の割合を乗じて算出。

関係法令における規定（修繕費）①

- 修繕費については、料金算定要領において、算定方法が定められており、今回申請では、**設備の経常修繕費の見積額を合計した額を算定する方法**が採用されている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

（1）事業者は、営業費として、原価算定期間における、役員給与、給料手当、退職金、雑給、厚生費、燃料費、冷温熱購入費、修繕費、電力料、水道料、消耗品費、賃借料、委託作業費、租税課金、試験研究費、需要開発費、固定資産除却費、貸倒償却、雑費及び減価償却費の額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算定するものとする。

①・② 略

③ 修繕費

修繕費は、原価算定期間における**製造設備、供給設備及び業務設備の経常修繕費（熱供給事業の実施に伴い経常的に必要となる修繕費をいう。以下同じ。）の適正な見積額を合計した額**とする。ただし、指定旧供給区域熱供給規程料金を変更する場合にあっては、次のA. 及びB. の区分に定める方法により算定した額の合計額を修繕費とすることができる。

A. 基準修繕費（計量器に係る修繕費を除く。）

事業年度ごとに製造設備、供給設備及び業務設備別に次の式により算定した額を基礎とした適正な額とする。

$$\text{原価算定期間の期首の帳簿原価} \times \frac{\text{原価算定期間の開始の直前2年間の経常修繕費の合計額}}{\text{原価算定期間の開始の直前2年間の各事業年度の期首の帳簿原価の合計額}}$$

なお、帳簿原価及び経常修繕費は、土地及び計量器に係るものを除いたものであって、工事費負担金等圧縮前のものとする。

B. 計量器修繕費

原価算定期間中に取替え、又は修繕する予定の計量器の数量に、それぞれ時価を基礎として適正に算定した計量器1個当たりの取替え又は修繕に要する費用を乗じて算定した額とする。

④～⑥ 略

関係法令における規定（修繕費）②

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

（１）営業費等

営業費等（総括原価のうち、以下の（２）及び（３）を除いたものをいう。以下同じ。）は、営業費等の項目ごとに、**算定要領第２章２．に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か等**につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

（２）事業報酬（略）

（３）控除項目（略）

修繕費（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 原価算定期間における製造設備、供給設備及び業務設備の経常修繕費の見積額は適正か。

【審査の結果】

- 個別の修繕項目について、以下をはじめとする観点から、妥当性の確認を行った。
 - 製造設備及び供給設備の修繕について、過去実績及び原価算定期間の予定を案件ごとに記載した「長期保全計画」を入手し、過去実績と比較して、原価算定期間に見込まれている修繕工事のタイミング及び金額の妥当性を確認した。
 - 高温水導管の補修工事について、過去に類似の補修工事が実施された箇所について現地確認を行い、工事の概要説明を受けた上で、事業開始からの経年を考慮すると、原価算定期間中に同種・同規模の補修工事が発生するという申請事業者の見込みに不合理な点が無いことを確認した。
 - 1件あたり1,000千円を超える工事については、過去の同種の工事の請求書などを入手することで、見積額の妥当性を確認した。
- 上記の確認結果を踏まえると、今回申請における経常修繕費の見積額は不合理ではない。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費
- 6-7. 設備投資（減価償却費）**
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 料金設定等

設備投資の概要

- 設備投資の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。
- 製造設備については、原価算定期間中に、**高温水ボイラー（3基）の更新**が計画されている。
- なお、供給設備及び業務設備については、原価算定期間中に設備投資は予定されていない。

(単位：千円)

	現行原価 (A)	直近実績【参考】					申請原価 (B)	増減 (B/A)
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度		
製造設備	9,080	—	—	—	—	—	33,672	370.8%
供給設備	—	—	—	3,513	1,928	—	—	—
業務設備	—	570	44,807	3,983	9,541	—	—	—
合計	9,080	570	44,807	7,496	11,469	—	33,672	370.8%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間（1988～89年度）の2か年平均値。

※「申請原価」：原価算定期間（2024～28年度）の5か年平均値。

減価償却費の概要

- 減価償却費の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。
- 減価償却費については、熱供給事業固定資産の取得価額に対し、機械装置については定率法により、それ以外の設備については定額法により算定されている。
- なお、申請原価の製造設備に係る減価償却費が、直近実績の金額と比較して急増しているが、これは、原価算定期間中に高温水ボイラーの更新が予定されているところ、当該ボイラーの減価償却費が織り込まれていることに伴う増加である。

(単位：千円)

	現行原価 (A)	直近実績【参考】					申請原価 (B)	増減 (B/A)
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度		
製造設備	25,235	377	315	262	218	182	15,505	61.4%
供給設備	94	5,400	5,400	5,868	6,135	1,088	606	644.7%
業務設備	565	131	2,301	2,745	3,650	3,535	2,064	365.3%
合計	25,894	5,908	8,016	8,875	10,003	4,805	18,175	70.2%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間（1988～89年度）の2か年平均値。

※「申請原価」：原価算定期間（2024～28年度）の5か年平均値。

関係法令における規定（設備投資（減価償却費））

- 減価償却費については、料金算定要領において、熱供給事業固定資産の取得価額等を基に算定することとなっている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

- （1）事業者は、営業費として、原価算定期間における、役員給与、給料手当、退職金、雑給、厚生費、燃料費、冷温熱購入費、修繕費、電力料、水道料、消耗品費、賃借料、委託作業費、租税課金、試験研究費、需要開発費、固定資産除却費、貸倒償却、雑費及び減価償却費の額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算定するものとする。

①～③ 略

④ 減価償却費

減価償却費は、原価算定期間中に減価償却を行うべき熱供給事業固定資産（当該原価算定期間中に取得する予定のものを含む。）の取得価額（帳簿原価から工事費負担金等を除いたものをいう。以下同じ。）に対し、定額法（事業者がそのよるべき償却方法として定率法を採用している場合にあっては、定率法によることができるものとする。）により原価算定期間中の各月の損金経理すべき額として算定した額とする。

この場合において、耐用年数及び残存価額の算定は、法人税法（昭和40年法律第34号）その他の関係法令の定めるところによるものとする。

⑤・⑥ 略

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

（1）営業費等

営業費等（総括原価のうち、以下の（2）及び（3）を除いたものをいう。以下同じ。）は、営業費等の項目ごとに、算定要領第2章2. に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

（2）事業報酬（略）

（3）控除項目（略）

設備投資（減価償却費）（審査における論点・審査の結果①）

【審査における論点】

- 設備投資について、原価算定期間に織り込んだ設備投資の対象は、熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備であるか。また、設備投資の実施時期は適正か。
- 減価償却費について、真に不可欠な設備のみ織り込まれており、かつ、定率法及び定額法により適正に算定されているか。

【審査の結果】

- 製造設備については、原価算定期間中に、高温水ボイラー（3基）の更新（※2025年10月～2026年3月に更新工事を行い、2026年4月に運転開始）が計画されている。
- 現行のボイラーは、需要期の安定供給を支える同出力の2基（BW1とBW2）と、非需要期に稼働する小型の1基（BW3）である。また、3基とも、1979年2月に取得したものであり、法人税法上の耐用年数（12年）や、メーカーの推奨取替期間（30年）を、大幅に超えて45年稼働している状況である。
- その上で、申請事業者を確認したところ、需要期では、現在BW1が稼働している一方で、過去に温度制限器やインバーターの故障に見舞われたBW2については、修理を行うことで、非常用の予備機として運転可能な状態は保たれているものの、BW1に、長期間の補修を要する重大な故障が発生した場合は、熱の安定供給に支障が出かねない状況にあるとのことであった。

設備投資（減価償却費）（審査における論点・審査の結果②）

【審査の結果】（続き）

- 高温水ボイラーに係る上記の申請事業者の説明について、現地確認も実施した結果、ボイラーの稼働状況は、申請事業者の説明内容と齟齬が無く、更新工事の必要性について、疑義を抱く事項は無かった。
- また、更新工事の実施時期については、現行のボイラーを稼働しつつ、更新工事を順次行うところ、設計の発注から据付け・稼働までに1年半～2年かかるため、原価算定期間の開始から1年半～2年後に更新工事を行うとの計画について、疑義を抱く事項は無かった。
- さらに、高温水ボイラーの更新に関する費用については、既設設備の製造元から入手した見積書に基づいていることも確認した。
- 上記のとおり、設備投資の必要性・妥当性を踏まえ、減価償却費について、熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備のみ織り込まれていることを確認した。
- また、これらの設備に係る減価償却の方法や耐用年数は、申請事業者がこれまで同種の設備に採用してきたものと同様であり、定率法及び定額法により適正に算定されていることを確認した。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要
- 6. 査定方針の各論**
 - 6－1. 原価算定期間
 - 6－2. 需要想定
 - 6－3. 経営効率化
 - 6－4. 人件費
 - 6－5. 燃料費・電力料
 - 6－6. 修繕費
 - 6－7. 設備投資（減価償却費）
 - 6－8. その他経費**
 - 6－9. 事業報酬
 - 6－10. 法人税等
 - 6－11. 料金設定等

その他経費（消耗品費、委託作業費、雑費等）の概要①

- その他経費（消耗品費や委託作業費などの費目をまとめた総称）の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。

（単位：千円）

	現行原価 (A)	直近実績【参考】			申請原価 (B)	増減 (B/A)
		2020年度	2021年度	2022年度		
水道料	489	191	229	178	251	51.3%
消耗品費	7,718	3,439	2,501	1,877	2,121	27.5%
賃借料	758	1,520	1,574	1,366	1,366	180.2%
委託作業費	29,978	48,180	54,921	50,174	53,408	178.2%
租税課金	2,842	1,581	1,734	1,746	2,397	84.3%
貸倒償却費	1,115	329	-	261	261	23.4%
雑費	14,269	7,727	7,883	9,828	7,023	49.2%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間（1989～89年度）の2か年平均値。

※「申請原価」：原価算定期間（2024～28年度）の5か年平均値。

その他経費（消耗品費、委託作業費、雑費等）の概要②

- その他経費に該当する費目とその概要は以下のとおり。
- 水道料については、芦屋市上下水道部の従量料金単価を基に算定されている。
- 消耗品費・賃借料・委託作業費・租税課金・貸倒償却費・雑費については、直近実績等を基に算定されている。

費目名	説 明
水道料	高温水ボイラーや蒸気ボイラーに注入する水の使用料等。
消耗品費	プラント薬品費、熱事業用事務用品費、一般管理用事務用品費。
賃借料	熱事業用賃借料、一般管理用事務機器（通信機器等、社用車）の賃借料等。
委託作業費	設備の運転管理・保守点検や給湯検針を他事業者に委託する費用、派遣社員費等。
租税課金	固定資産税、行政財産占用税、印紙税等。
貸倒償却費	温熱・給湯料や、住戸メンテナンス代金等で回収できない費用。
雑費	通信費、保険料、振込等の諸手数料、事務所の光熱費等。

関係法令における規定（その他経費）

- その他経費については、料金算定要領において、実績値等を基に算定することとなっている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

（1）事業者は、営業費として、原価算定期間における、役員給与、給料手当、退職金、雑給、厚生費、燃料費、冷温熱購入費、修繕費、電力料、水道料、消耗品費、賃借料、委託作業費、租税課金、試験研究費、需要開発費、固定資産除却費、貸倒償却、雑費及び減価償却費の額を、次の各号の区分に応じ、それぞれ次に定める方法により算定するものとする。

①～⑤ 略

⑥ その他の諸費用（上記①から⑤まで以外の営業費をいう。以下同じ。）

その他の諸費用は、原価算定期間の開始の直前における実績及び原価算定期間中の需要想定等を勘案した適正な見積額とする。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

（1）営業費等

営業費等（総括原価のうち、以下の（2）及び（3）を除いたものをいう。以下同じ。）は、営業費等の項目ごとに、**算定要領第2章2. に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か**等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

（2）事業報酬（略）

（3）控除項目（略）

その他経費（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 熱供給事業の運営にとって厳に必要なもののみ織り込まれているか。
- 熱の供給にとって優先度が低いものや、指定旧供給区域熱供給規程料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、政治献金、書画骨董等）が織り込まれていないか。

【審査の結果】

- 熱供給事業の運営にとって厳に必要なもののみ織り込まれていることを確認した。
- 熱の供給にとって優先度が低いものや、指定旧供給区域熱供給規程料金として回収することが社会通念上不適切なもの（交際費、町内会への寄付金等）が織り込まれていないことを確認した。
- 賃借料について、現行原価よりも大きく増加しているところ、その理由を確認した結果、社用車（1台）のリース化、ネットワークサーバーの導入、パソコンのリース台数の増加に伴うものであり、妥当である。
- 委託作業費について、現行原価よりも大きく増加しているところ、その理由を確認した結果、プラント運転の外注化や、派遣社員2名の受入れに伴うものであり、妥当である。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費
- 6-7. 設備投資（減価償却費）
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬**
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 料金設定等

事業報酬の概要

- 事業報酬については、「レートベースに事業報酬率を乗じて算定した額」又は「借入金に対する原価算定期間中の支払利息等の額」により算定される。
- 今回申請では、事業報酬に関し、「レートベースにガス事業における事業報酬率を乗じて算定した額」が用いられている。
- 事業報酬の概要は以下のとおり。

(単位：千円)

		現行原価 (A)	原価算定期間						増減 (B/A)
			2024.4~	2025.4~	2026.4~	2027.4~	2028.4~	平均(B)	
レートベース	固定資産投資額	114,569	30,857	26,242	162,822	136,331	113,951	94,041	82.1%
	建設中の試算	-	-	-	-	-	-	-	-
	繰延資産	-	-	-	-	-	-	-	-
	運転資本	46,055	39,069	38,396	38,360	38,764	38,449	38,608	83.8%
	合計	160,624	69,926	64,638	201,182	175,095	152,400	132,648	82.6%
事業報酬率		7%	3.02%	3.02%	3.02%	3.02%	3.02%	-	-
事業報酬		11,243	2,111	1,952	6,075	5,287	4,602	4,005	35.6%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

関係法令における規定（事業報酬）①

- 事業報酬については、料金算定要領において、算定方法が示されている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

（１） 略

（２） 事業者は、営業費以外の費用として、原価算定期間における営業外費用、事業報酬、法人税、住民税（法人税割に限る。）及び事業税（所得割に限る。）の額を、次の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める方法により算定するものとする。

① 略

② 事業報酬

事業報酬は、次のいずれかとする。

A. レートベース（次のアからエまでの額の合計額をいう。）に事業報酬率（事業者の健全な財務体質を維持しつつ、安定的かつ安全な熱供給を確保する適正な設備投資を円滑に実施するために必要となる事業報酬の額を算定することができる十分な率として、事業者の財務の状況及び熱供給事業と類似の性質を有する電気事業及びガス事業における事例を勘案して算定した値とする。）を乗じて算定した額

ア. 固定資産帳簿価額

固定資産帳簿価額は、原価算定期間期首の固定資産帳簿価額と期末の固定資産予想帳簿価額（原価算定期間期首の固定資産帳簿価額に原価算定期間中に新たに取得する予定の固定資産の取得価額の想定値を加算した額から、それぞれ上記（１）④に定める方法により算定した減価償却費の額を控除した額をいう。）を平均した額（資産除去債務相当資産の額を除く。）とする。

イ. 建設中の資産

原価算定期間中の建設仮勘定の各月の残高を平均した額（資産除去債務相当資産の額を除く。）から建設中利子相当額及び工事費負担金相当額を控除した額とする。

ウ. 繰延資産

原価算定期間中の繰延資産の平均残高とし、社債発行差金を除くものとする。

関係法令における規定（事業報酬）②

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

Ⅰ. 運転資本

運転資本は、次の a 及び b に定める方法により算定した額の合計額とする。

a. 原価算定期間中の営業費から減価償却費（資産除去債務相当資産に係るものを除く。）、固定資産除却損及び退職給付引当金等引当金純増額等を除いた額の 1. 5 月分

b. 原価算定期間中の燃料及びその他貯蔵品の使用量の 1. 5 月分に適正な単価を乗じて算定した額

B. 借入金に対する原価算定期間中の支払利息等の額

③ 略

(3) 略

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

(1) 営業費等（略）

(2) 事業報酬

事業報酬は、以下の観点から審査するものとする。

① レートベース

算定要領第 2 章 2. (2) ② A. に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

② 事業報酬率

算定要領第 2 章 2. (2) ② A. に定める方法に基づき、事業者が、熱供給事業と類似の性質を有する電気事業及びガス事業における事例を勘案して算定した値を用いて、適正に算定しているか否かにつき、審査する。

③ 借入金に対する原価算定期間中の支払利息等の額

算定の根拠となる数値その他の必要な説明を求めて審査する。

(3) 控除項目（略）

事業報酬率の算定方法

- 事業報酬率については、料金算定要領において、熱供給事業と類似の性質を有する電気事業及びガス事業における事例を勘案して算定した値とすることとされているところ、今回申請においては、ガス事業における事業報酬率（3.02%）を用いて算定されている。

【参考】旧一般ガスみなしガス小売事業者指定旧供給区域等小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（令和5年経済産業省告示第110号）

事業報酬率の算定に用いる値

①自己資本報酬率

年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	平成27年度～令和3年度 平均
全産業自己資本利益率	9.24	9.78	10.75	10.38	9.20	7.55	10.83	
公社債利回り実績値	0.36	0.03	0.13	0.13	-0.01	0.05	0.07	
自己資本報酬率適用率 (β値：0.7)	6.58	6.86	7.56	7.31	6.44	5.30	7.60	6.81 (A)

（事業者の経営状況を反映するための年限 7年）

②他人資本報酬率

（参考）事業報酬率（（A）×35%＋（B）×65%）

平均実績有利子負債利率（B）	0.87
平均実績有利子負債利率（B） （格付格差（0.11%）補正後）	0.98

需要家数30万戸以上の事業者	2.95
需要家数30万戸未満の事業者	3.02

事業報酬（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- レートベースについては、熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備のみが織り込まれているか。
- 事業報酬率については、熱供給事業と類似の性質を有する電気事業及びガス事業における事例を勘案して算定した値を用いて、適正に算定しているか。

【審査の結果】

- レートベースについて、設備投資に関する確認の結果も踏まえ、熱供給事業の運営にとって真に不可欠な設備のみが織り込まれていることを確認した。
- 事業報酬率について、前述のとおり、ガス事業における値（経済産業大臣告示）を用いており、適正に算定されていることを確認した。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要
- 6. 査定方針の各論**
 - 6－1. 原価算定期間
 - 6－2. 需要想定
 - 6－3. 経営効率化
 - 6－4. 人件費
 - 6－5. 燃料費・電力料
 - 6－6. 修繕費
 - 6－7. 設備投資（減価償却費）
 - 6－8. その他経費
 - 6－9. 事業報酬
 - 6－10. 法人税等**
 - 6－11. 料金設定等

法人税等の概要

- 法人税等の現行原価と申請原価との比較は以下のとおり。
- 法人税等については、事業報酬に基づき、実効税率を用いて算定されている。

【算定方法】

$$\text{法人税等} = \{ \text{事業報酬} \div (1 - \text{実効税率}) \} \times \text{実効税率}$$

(単位：千円)

	現行原価 (A)	申請原価 (B)	増減 (B/A)
法人税等	4,934	1,767	35.8%

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

※「現行原価」：原価算定期間（1988～89年度）の2か年平均値。

※「申請原価」：原価算定期間（2024～28年度）の5か年平均値。

【参考】法人税等の算定方法

(単位：千円)

	原価算定期間					平均
	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	
事業報酬 (A)	2,111	1,952	6,075	5,287	4,602	—
実効税率 (B)	30.62%					—
(C) = (A) ÷ (1 -(B))	3,043	2,813	8,756	7,620	6,633	—
法人税等 (C) × (B)	931	861	2,681	2,333	2,031	1,767

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

関係法令における規定（法人税等）

- 法人税等については、料金算定要領において、関係法令の定めるところにより算定することとなっている。
- また、料金審査要領において、審査の考え方が示されている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

2. 個別算定方式

総括原価は、熱供給事業に係る営業費用（以下「営業費」という。）及び営業費以外の費用の合計額から控除項目の額を差し引いたものに事業報酬並びに法人税、住民税及び事業税の額を加えたものとする。

総括原価の算定は、原価算定期間の開始の直前における熱供給事業の実績及び需要想定等を前提として、次に定めるところにより行うものとする。

(1)・(2) 略

(3) 法人税、住民税（法人税割に限る。）及び事業税（所得割に限る。）

法人税、住民税（法人税割に限る。）及び事業税（所得割に限る。）は、法人税法、地方税法その他の関係法令の定めるところにより算定した適正な額とする。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

(1) 営業費等

営業費等（総括原価のうち、以下の(2)及び(3)を除いたものをいう。以下同じ。）は、営業費等の項目ごとに、**算定要領第2章2.に定める方法に基づき適正に算定しているか否か、並びに算定根拠が熱の販売量等の実績及び需要想定等を踏まえて妥当であるか否か**等につき、算定の根拠となる数値その他の必要な説明を事業者に求めて審査する。

(2) 事業報酬 略

(3) 控除項目 略

法人税等（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 関係法令に基づいて、適正に算定されているか。

【審査の結果】

- 法人税等について、事業報酬額のうち自己資本報酬額分を基に適正に算定していることを確認した。

1. はじめに
2. 指定旧供給区域熱供給規程料金（規制料金）の位置づけ
3. 規制料金の改定申請の概要
4. 規制料金の審査の概要
5. 査定方針の概要

6. 査定方針の各論

- 6-1. 原価算定期間
- 6-2. 需要想定
- 6-3. 経営効率化
- 6-4. 人件費
- 6-5. 燃料費・電力料
- 6-6. 修繕費
- 6-7. 設備投資（減価償却費）
- 6-8. その他経費
- 6-9. 事業報酬
- 6-10. 法人税等
- 6-11. 料金設定等**

料金設定（レートメイク）の概要①

- 住宅用の現行料金と改定料金との比較は以下のとおり。
- 基本料金は概ね据え置きとなっている一方、従量料金単価は約2倍の増加となっている。

（単位：円（税込））

契約種別		金 額		差引 (A) - (B)	増減 (A/B)
		改定料金 (A)	現行料金 (B)		
基本料金	兵庫県営住宅	3,564	3,476	88	102.5%
	兵庫県住宅供給公社住宅	4,697	4,576	121	102.6%
	都市再生機構住宅 Aタイプ	4,741	4,631	110	102.4%
	都市再生機構住宅 Bタイプ	5,720	5,577	143	102.6%
	民間住宅（アステム芦屋） Aタイプ	5,610	5,467	143	102.6%
	民間住宅（アステム芦屋） Bタイプ	6,094	5,940	154	102.6%
従量料金	高温水従量料金（円/MJ）	8.86	4.14	4.72	214.0%
	給湯従量料金（円/100ℓ）	159.58	79.28	80.3	201.3%
	暖房従量料金（円/暖房単位）	180.74	84.42	96.32	214.1%

料金設定（レートメイク）の概要②

- 業務用の現行料金と改定料金との比較は以下のとおり。
- 基本料金は約26%の増加、従量料金単価は約39%～約56%の増加となっている。

（単位：円（税込））

契約種別		金 額		差引 (A) - (B)	増減 (A/B)
		改定料金 (A)	現行料金 (B)		
基本料金（円／MJ／h）		183.04	144.51	38.53	126.7%
従量料金	高温水従量料金（円／MJ）	4.77	3.06	1.71	155.9%
	蒸気従量料金（円／10ℓ）	94.51	67.98	26.53	139.0%

出典：認可申請書に基づき、事務局で作成。

【再掲】1か月当たりの熱料金の変動額の試算

- 今回申請の内容に基づいて、標準的な家庭（住宅用）における熱料金の月額（※）を試算した結果は以下のとおり。

（※）2022年度における12か月間利用の需要家の平均使用量に基づく試算

需要種別	用途	モデル	現行料金 (税込み)	値上げ後の料金 (税込み)	値上げ幅 (値上げ率)
集合住宅用	給湯＋暖房	- 給湯使用量：33m³/月 - 暖房：209暖房単位/年	9, 0 3 1円	1 3, 4 8 5円	+ 4, 4 5 4円 (+ 4 9. 3%)
	給湯	給湯使用量：35m³/月	7, 7 1 9円	1 0, 6 5 6円	+ 2, 9 3 7円 (+ 3 8. 0%)

出典：事業者からの聞き取りに基づき、事務局で作成。

関係法令における規定（料金設定等）

- 料金設定等については、料金算定要領及び料金審査要領に従い、算定及び審査を行うこととなっている。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金算定要領（料金算定要領）（抜粋）

第3章 料金の算定

2. 料金の決定等

- (1) 指定旧供給区域熱供給規程料金は、1. に定めるところにより配分された需要種別原価と、原価算定期間中の需要想定及び新たに定め、又は変更した後の熱供給規程料金を適用して算定される需要種別の料金収入額（消費税等相当額を除く。）とが一致するように設定するものとする。
- (2) 事業者は、新たに定め、又は変更した後の指定旧供給区域熱供給規程料金を様式第4第2表に整理するものとする。
- (3) 事業者は、原価算定期間中の需要想定及び新たに定め、又は変更した後の指定旧供給区域熱供給規程料金を適用して算定される需要種別の料金収入を様式第4第3表に整理するものとする。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程料金審査要領（料金審査要領）（抜粋）

3. 料金の決定に関する審査

(1) 料金表に関する審査

料金表は、算定要領第3章2. に基づき適切に設定されているか否かにつき、算定の根拠となる数値等の説明を事業者に求めて審査するものとする。

(2) 収支相償に関する審査

指定旧供給区域熱供給規程料金は、原価算定期間中の需要想定値により算定される指定旧供給区域熱供給規程の料金収入額が、総括原価と一致するように料金表を設定しているか否かにつき、算定の根拠となる数値等の説明を事業者に求めて審査するものとする。

(3) 「料金の額の算出方法」に関する審査

改正法附則第52条第2項第2号に定める「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」については、あらかじめ熱料金総括表等において明確に定められている基本料金や従量料金等をもって、使用量等に応じた料金が計算可能であるか否かにつき審査するものとする。

(4) 「不当な差別的取扱い」に関する審査

改正法附則第52条第2項第4号に定める「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」については、算定要領に基づいて定められていることを前提とした上で正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、全ての需要家に対して平等であるか否かにつき審査するものとする。

料金設定等（審査における論点・審査の結果）

【審査における論点】

- 「需要種別原価」と「需要種別の料金収入額（消費税等相当額を除く）」が一致するよう設定されているか。
- 基本料金や従量料金等をもって、使用量等に応じた料金が計算可能であるか。また、全ての需要家に対して平等であるか。

【審査の結果】

- 「需要種別原価」と「需要種別の料金収入額（消費税等相当額を除く）」が一致するよう設定されていることを確認した。
- 基本料金や従量料金をもって、使用量等に応じた料金が計算可能であり、また、全ての需要家に対して平等であることを確認した。
- なお、住宅用の基本料金が概ね据え置きとなっている一方で、業務用の基本料金は約26%の増加となっているが、これは、供給戸数の減少割合が、住宅用と比較して、業務用が大きいことが主な要因であり、不合理ではない。

供給条件の変更（料金設定以外の変更）

- 今回の指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請において、料金設定以外の供給条件も変更が行われている。
- 具体的には、2009年に熱供給から離脱し、現在は供給が行われていない需要群の料金表を削除するものであり、現在の需要家には影響が無い変更である。

【参考】指定旧供給区域熱供給規程新旧対照表（抜粋）

(新) 変更後の熱供給規程	(旧) 現行の熱供給規程																																								
(別紙1) 住宅料金表 (1) 住宅基本料金（1契約1か月につき） <table border="1" data-bbox="66 719 1004 1053"> <thead> <tr> <th>住宅型式</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県営住宅</td><td>3,564円（税込）</td></tr> <tr> <td>兵庫県住宅供給公社住宅</td><td>4,697円（税込）</td></tr> <tr> <td>都市再生機構住宅 Aタイプ</td><td>4,741円（税込）</td></tr> <tr> <td>都市再生機構住宅 Bタイプ</td><td>5,720円（税込）</td></tr> <tr> <td>民間住宅（アステム芦屋） Aタイプ</td><td>5,610円（税込）</td></tr> <tr> <td>民間住宅（アステム芦屋） Bタイプ</td><td>6,094円（税込）</td></tr> </tbody> </table>	住宅型式	金額	兵庫県営住宅	3,564円（税込）	兵庫県住宅供給公社住宅	4,697円（税込）	都市再生機構住宅 Aタイプ	4,741円（税込）	都市再生機構住宅 Bタイプ	5,720円（税込）	民間住宅（アステム芦屋） Aタイプ	5,610円（税込）	民間住宅（アステム芦屋） Bタイプ	6,094円（税込）	(別紙1) 住宅料金表 (1) 住宅基本料金（1契約1か月につき） <table border="1" data-bbox="1065 719 2003 1339"> <thead> <tr> <th>住宅型式</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>兵庫県営住宅</td><td>3,476円（税込）</td></tr> <tr> <td>兵庫県住宅供給公社住宅</td><td>4,576円（税込）</td></tr> <tr> <td>都市再生機構住宅 Aタイプ</td><td>4,631円（税込）</td></tr> <tr> <td>都市再生機構住宅 Bタイプ</td><td>5,577円（税込）</td></tr> <tr> <td>民間住宅（アステム芦屋） Aタイプ</td><td>5,467円（税込）</td></tr> <tr> <td>民間住宅（アステム芦屋） Bタイプ</td><td>5,940円（税込）</td></tr> <tr> <td>民間住宅（アステム芦屋） C1～C6タイプ</td><td>7,161円（税込）</td></tr> <tr> <td>民間住宅（アステム芦屋） C7タイプ</td><td>8,129円（税込）</td></tr> <tr> <td>民間住宅（アステム芦屋） C8～C9タイプ</td><td>8,954円（税込）</td></tr> <tr> <td>民間住宅（アステム芦屋） C10～C11タイプ</td><td>5,764円（税込）</td></tr> <tr> <td>民間住宅（アステム芦屋） C12タイプ</td><td>4,532円（税込）</td></tr> <tr> <td>民間住宅（アステム芦屋） C13タイプ</td><td>13,046円（税込）</td></tr> </tbody> </table>	住宅型式	金額	兵庫県営住宅	3,476円（税込）	兵庫県住宅供給公社住宅	4,576円（税込）	都市再生機構住宅 Aタイプ	4,631円（税込）	都市再生機構住宅 Bタイプ	5,577円（税込）	民間住宅（アステム芦屋） Aタイプ	5,467円（税込）	民間住宅（アステム芦屋） Bタイプ	5,940円（税込）	民間住宅（アステム芦屋） C1～C6タイプ	7,161円（税込）	民間住宅（アステム芦屋） C7タイプ	8,129円（税込）	民間住宅（アステム芦屋） C8～C9タイプ	8,954円（税込）	民間住宅（アステム芦屋） C10～C11タイプ	5,764円（税込）	民間住宅（アステム芦屋） C12タイプ	4,532円（税込）	民間住宅（アステム芦屋） C13タイプ	13,046円（税込）
住宅型式	金額																																								
兵庫県営住宅	3,564円（税込）																																								
兵庫県住宅供給公社住宅	4,697円（税込）																																								
都市再生機構住宅 Aタイプ	4,741円（税込）																																								
都市再生機構住宅 Bタイプ	5,720円（税込）																																								
民間住宅（アステム芦屋） Aタイプ	5,610円（税込）																																								
民間住宅（アステム芦屋） Bタイプ	6,094円（税込）																																								
住宅型式	金額																																								
兵庫県営住宅	3,476円（税込）																																								
兵庫県住宅供給公社住宅	4,576円（税込）																																								
都市再生機構住宅 Aタイプ	4,631円（税込）																																								
都市再生機構住宅 Bタイプ	5,577円（税込）																																								
民間住宅（アステム芦屋） Aタイプ	5,467円（税込）																																								
民間住宅（アステム芦屋） Bタイプ	5,940円（税込）																																								
民間住宅（アステム芦屋） C1～C6タイプ	7,161円（税込）																																								
民間住宅（アステム芦屋） C7タイプ	8,129円（税込）																																								
民間住宅（アステム芦屋） C8～C9タイプ	8,954円（税込）																																								
民間住宅（アステム芦屋） C10～C11タイプ	5,764円（税込）																																								
民間住宅（アステム芦屋） C12タイプ	4,532円（税込）																																								
民間住宅（アステム芦屋） C13タイプ	13,046円（税込）																																								

【参考】改正法附則の規定及び料金審査要領を踏まえた確認結果

- 今回の料金改定申請について、改正法附則の規定及び料金審査要領を踏まえて確認した結果は、以下のとおり。

改正法附則第52条第2項及び料金審査要領	確認結果
[附則]第2号案件 - 料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。 [料金審査要領]第1章3.「料金の額の算出方法」に関する審査 - 改正法附則第52条第2項第2号に定める「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」については、あらかじめ熱料金総括表等において明確に定められている基本料金や従量料金等をもって、使用量等に応じた料金が計算可能であるか否かにつき審査するものとする。	➤ 集合住宅用及び業務施設用の熱料金は、基本料金（定額）、従量料金が定率をもって定められている。また、あらかじめ明確に定められている単価や計算式をもって定められていることから、使用量に応じた料金が計算可能である。
[附則]第3号案件 みなし熱供給事業者及び指定旧供給区域熱供給を受ける者の責任に関する事項並びに導管、熱量計その他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること。	➤ 自社及び需要家の責任に関する事項※並びに熱量計その他の設備に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められている。 ※責任に関する事項とは、みなし熱供給事業者の供給責任、損害賠償の免責事由等に関すること。
[附則]第4号案件 - 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。 [料金審査要領]第2章3.「不当な差別的取扱い」に関する審査 - 改正法附則第52条第2項第4号に定める「特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」については、算定要領に基づいて定められていることを前提とした上で正当な理由に基づいて一般的に区別を行う場合を除き、全ての需要家に対して平等であるか否かにつき審査するものとする。	➤ 料金算定要領に則って、熱の使用形態、熱の使用期間等による差異を勘案して契約種別ごとの料金が設定されている。また、今回の値上げ申請等による変動分は、基本的に燃料費の高騰による変動分を販売熱量に応じて一律に従量料金相当部分に上乗せし、固定費についても需要種別（住宅用・業務用）ごとの契約容量の減少割合を踏まえて一律に算定されていることから、需要種別ごとの料金率の設定が不平等であるとまでは言えない。 ➤ 料金以外の供給条件等の変更内容も、条件を満たした全ての需要家に対して平等に適用されるものであり、不平等であるとまでは言えない。

経 済 産 業 省

2024●●●●電委第●号
年 月 日

(申出者) 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長 名

熱供給事業法第31条第1項の規定に基づく苦情の申出について
(処理結果の通知)

電力・ガス取引監視等委員会は、令和6年1月29日付けで貴殿から申出のあった標記の件（以下「本件」といいます。）について、熱供給事業法（昭和47年法律第88号）第31条第2項の規定に基づき、下記のとおり処理の結果を通知します。

記

1. 本件について、電力・ガス取引監視等委員会としての見解を、令和6年2月13日に開催した電力・ガス取引監視等委員会（第491回）で審議し、別紙のとおり、取りまとめた。
2. 本件を踏まえ、芦屋浜エネルギーサービス株式会社に対し、当委員会から、改めて、丁寧に需要家への説明を行うよう要請することとした。

以 上

芦屋浜エネルギーサービス株式会社の指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請に関して
電力・ガス取引監視等委員会に寄せられた御意見に対する見解（案）

No.	御意見	電力・ガス取引監視等委員会としての見解（案）
「供給規定改定について」説明会（令和 6 年 1 月 20 日）に関して		
①	第一回説明会から新料金開始までの期間 競争のない独占サービスのため需要家は強制的に新料金を徴収されることに、なります。 自治会を持つ集合住宅では自治会に議題として「芦屋浜エネルギーサービス株式会社以外の選択肢を調査・見積依頼」を提出し、自治会で議論・住民投票などを行い安全な生活を営むための選択をするために行動できる時間が必要と考えます。 指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請書（令和 5 年 12 月 22 日）の 9 頁 1・2 にある適用区域で高浜町 9 番が削除されています。 これは上記で述べたことの実行履歴にあたります。 指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請書（令和 5 年 12 月 22 日）に基づいて電力・ガス取引監視等委員会の第一回目審査が令和 6 年 1 月 11 日に開催されています。芦屋浜エネルギーサービス株式会社が開催した説明会の日程と、電力・ガス取引監視等委員会の第一回目審査の日付が前後しています。 説明会での説明責任及び住民の理解を得ていない状況で物事を進めていく企業姿勢に不安を感じます。 需要家が判断し行動できる準備期間に相当する期間を設定する様ご指導ください。	行政庁は、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 6 条の規定に基づき、許認可等の標準処理期間を定めており、電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成 27 年法律第 47 号。以下「改正法」といいます。）附則第 52 条第 1 項の規定に基づく指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請については、標準処理期間が 1 月と定められています。そのため、事業者から行われた変更認可申請については、標準処理期間を踏まえつつ、経済産業省は、認可の可否を判断する必要があると認識しています。 その上で、指定旧供給区域熱供給規程については、改正法附則第 52 条第 2 項において、認可に当たっての要件が定められており、当該要件を満たす場合は、経済産業大臣は「認可をしなければならない」と規定されています。なお、認可要件には、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること」といったことが含まれています。 上記の行政手続法及び改正法の規定を踏まえると、事業者からの変更認可申請が認可要件を満たす場合は、事業者に対して、申請内容の変更を求めることは困難です。 その上で、今般の芦屋浜エネルギーサービス株式会社の指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請について、当委員会において厳格かつ丁寧に審査を行った結果、当委員会としては、改正法における認可要件を満たしていると考えています。 ただし、当委員会としては、今般の変更認可申請について、需要家への影響を踏まえ、事業者が丁寧に需要家への説明を行うことは重要であると考え

		ています。そのため、既に、当委員会から芦屋浜エネルギーサービス株式会社に対して、丁寧に需要家への説明を行うよう要請しています。また、今般いただいた御意見も踏まえ、芦屋浜エネルギーサービス株式会社に対して、当委員会から、改めて、丁寧に需要家への説明を行うよう要請することとします。
②	第一回説明会の説明資料 指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請書（令和 5 年 12 月 22 日）の内容と「供給規定改定について」説明会の資料では重要な案件が省かれて記載されています。 同様に省かれた案件には説明会で一切触れず、説明が行われませんでした。意図的に隠蔽した疑念があります。 そもそも指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請書（令和 5 年 12 月 22 日）の存在は能動的に調べていかないと入手できない状態であり、偶然にも内容を把握する事ができたため、説明会資料に省かれた部分があることが判明しました。 説明会資料及び説明会資料に基づく口頭での説明では説明会資料 6 頁 1 背景に記載されているとおり、「世界的な燃料価格の高騰により、弊社購入燃料価格が高騰したため、熱供給コストが熱事業収入を大きく上回る状況が続いています。」部分を背景に、同 9 頁 2 申請の概要に記載されている通り、「今回の原価（333 百万円／年）と将来の需要想定をもとに、現行料金から求めた熱料金収入（230 百万円／年）との不足額 103 百万円／年（+45.0%）を熱料金値上げ幅として申請しました」とされています。 指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請書（令和 5 年 12 月 22 日）24 頁指定旧供給区域収支見積書では令和 8 年 4 月 1 日からの事業年度で減価償却費及びその他の支出が大きく変動しており、令和 6 年 4 月 1 日からの 5 か年で△990 千円の差引損失として記載されています。 減価償却費の大幅な上昇は、指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請書（令和 5 年 12 月 22 日）48 頁設備投資計画に記載のある令和 8 年度に製造設備>	上記①に記載したとおり、指定旧供給区域熱供給規程については、改正法において、認可要件が定められており、当該要件を満たす場合は、経済産業大臣は「認可をしなければならない」と規定されています。そのため、当該要件に適合していない場合を除き、経済産業省は、変更認可を行わないことは困難と認識しています。 その上で、御指摘の減価償却費などを含めた全ての費目について、当委員会において、厳格かつ丁寧に審査しました。具体的には、例えば、減価償却費については、設備に関する現地確認なども行った上で、真に不可欠な設備のみ織り込まれており、かつ、定率法及び定額法により適正に算定されているかといった点を確認しました。また、その確認結果については、当委員会において公開で審議するとともに、査定方針にも記載し、当委員会の HP で公表しています。 このように、当委員会としては、透明性を確保しながら、芦屋浜エネルギーサービス株式会社の指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請の審査を行いました。 その上で、当委員会としては、今般の変更認可申請について、事業者が丁寧に需要家への説明を行うことは重要であると考えています。そのため、上記①に記載したとおり、今般いただいた御意見も踏まえ、芦屋浜エネルギーサービス株式会社に対して、当委員会から、改めて、丁寧に需要家への説明を行うよう要請することとします。なお、設備投資に関する説明を充実したものとするためには、需要家に対して設備見学の機会を設けることも、有効な手段の一つと考えられますので、上記の当委員会からの要請に当たっては、需要家への設備見学の機会を設けることも求めたいと考えています。

	機械装置＞ボイラーに 168,360 千円の設備投資計画があり、同申請書 45 頁統括原価算定表にある減価償却費及び事業報酬の大幅増となっています。令和 6 年度から令和 10 年度の原価総額は 1,668,855 千円となり、24 頁指定旧供給区域収支見積書で収入の部合計 1,667,865 千円と近い数字となっています。 このことから新料金の算出背景には設備投資にかかる費用が転嫁されていることがわかります。 なお、芦屋浜エネルギーサービス株式会社に説明を求めたところ、「固定費や修繕費などの細かいところを詳細に説明されるとかえって住民様ご理解しにくくなる可能性もございましたので、今回については省かせていただいております。」との回答でした。 理解しにくい部分を理解してもらうために説明会が開催されるものと考えますし、理解しにくいから説明を省きますというのは少し乱暴な印象を受けます。 現在審査中の指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請書（令和 5 年 12 月 22 日）の差し戻し及び、正確な新料金算定の背景（個別にご依頼させていただいている指定旧供給区域収支見積書の 10 年見積・15 年見積の作成を含めて）を元に再度説明会を開催していただき、指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請書を再申請するようにご指導ください。
③ 説明会質疑応答の情報開示 「供給規定改定について」説明会（令和 6 年 1 月 20 日）は 1 時間の枠を 1 回として合計 4 回同日に開催されました。 説明内容は 4 回とも同じとの告知がありましたが、質疑応答については参加者が異なるため内容も異なります。 どのような質疑応答がなされたのか、知る権利として HP への掲載または文書での配布を依頼しましたが、「控えさせていただきます。」との返答でした。	他の需要家の御意見や当該御意見に関する質疑応答の内容を公表することについては、他の需要家の御意向や、芦屋浜エネルギーサービス株式会社における顧客情報などに関する情報管理のルールなどを踏まえて、適切に対応されることが重要と考えられます。そのため、具体的な情報開示については、芦屋浜エネルギーサービス株式会社に御相談いただけますよう、お願い致します。 なお、上記①及び②に記載したとおり、当委員会としては、今般の指定旧供給区域熱供給規程の変更認可申請について、事業者が丁寧に需要家への説

電話での通話でしたらお対応させていただきますとの事でしたので、令和 6 年 1 月 22 日に録音の許可を取った上で 15 分 28 秒の説明を受け保存いたしました。 芦屋浜エネルギーサービス株式会社は料金改定専用電話を開設されており、説明会資料で告知されています。 説明会以降も質問など問い合わせがあると考えられますので、内容をすべての関係者が可読可能な状態に開示していただけるようにご指導ください。	明を行うことは重要であると考えており、当委員会から、改めて、丁寧に需要家への説明を行うよう要請することとします。
--	---

(注) 上記の御意見については、当委員会の名称や事業者の申請書における数値などの事実関係について、当委員会事務局で適正化したものを記載。

2024 年 1 月 29 日

電力・ガス取引監視等委員会



苦情の申出

熱供給事業法（昭和 47 年法律第 88 号）第 31 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり苦情の申出をします。

記

1. 苦情対象の熱供給事業者等

芦屋浜エネルギーサービス株式会社

2. 苦情の申出の理由

「供給規定改定について」説明会（令和 6 年 1 月 20 日）に関して

① 第一回説明会から新料金開始までの期間

競争のない独占サービスのため需要家は強制的に新料金を徴収されることになります。

自治会を持つ集合住宅では自治会に議題として「芦屋浜エネルギーサービス株式会社以外の選択肢を調査・見積依頼」を提出し、自治会で議論・住民投票などを行い安全な生活を営むための選択をするために行動できる時間が必要と考えます。

指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請書（令和 5 年 12 月 22 日）の 9 項 1・2 にある適用区域で高浜町 9 番が削除されています。

これは上記で述べたことの実行履歴にあたります。

指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請書（令和 5 年 12 月 22 日）に基づいて電力ガス取引監視等委員会の第一回目審査が令和 6 年 1 月 11 日に開催されています。

芦屋浜エネルギーサービス株式会社が開催した説明会の日程と、電力ガス取引監視等委員会の第一回目審査の日付が前後しています。

説明会での説明責任及び住民の理解を得ていない状況で物事を進めていく

企業姿勢に不安を感じます。

需要家が判断し行動できる準備期間に相当する期間を設定する様ご指導ください。

② 第一回説明会の説明資料

指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請書（令和 5 年 12 月 22 日）の内容と「供給規定改定について」説明会の資料では重要な案件が省かれて記載されています。

同様に省かれた案件には説明会で一切触れず、説明が行われませんでした。意図的に隠蔽した疑念があります。

そもそも指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請書（令和 5 年 12 月 22 日）の存在は能動的に調べていかないと入手できない状態であり、偶然にも内容を把握する事ができたため、説明会資料に省かれた部分があることが判明しました。

説明会資料及び説明会資料に基づく口頭での説明では説明会資料 6 項 1 背景に記載されているとおり、「世界的な燃料価格の高騰により、弊社購入燃料価格が高騰したため、熱供給コストが熱事業収入を大きく上回る状況が続いています。」部分を背景に、同 9 項 2 申請の概要に記載されている通り、

「今回の原価（333 百万円／年）と将来の需要想定をもとに、現行料金から求めた熱料金収入（230 万円／年）との不足額 103 万円／年（+45.0%）を熱料金値上げ幅として申請しました」とされています。

指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請書（令和 5 年 12 月 22 日）24 項指定旧供給区域収支見積書では令和 8 年 4 月 1 日からの事業年度で減価償却費及びその他の支出が大きく変動しており、令和 6 年 4 月 1 日からの 5 か年で△990 千円の差引損失として記載されています。

減価償却費の大幅な上昇は、指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請書（令和 5 年 12 月 22 日）48 項設備投資計画に記載のある令和 8 年度に製造設備＞機械装置＞ボイラーに 168,360 千円の設備投資計画があり、同申請書 45 項統括原価算定表にある減価償却費及び事業報酬の大幅増となっています。令和 6 年度から令和 10 年度の原価総額は 1,668,855 千円となり、24 項指定旧供給区域収支見積書で収入の部合計 1,667,865 千円と近い数字となっています。

このことから新料金の算出背景には設備投資にかかる費用が転嫁されていることがわかります。

なお、芦屋浜エネルギーサービス株式会社に説明を求めたところ、「固定費や修繕費などの細かいところを詳細に説明されるとかえって住民様のご理解しにくくなる可能性もございましたので、今回については省かせていただいております。」（録音ファイル 0126_record-1706065483517.WAV16:05）との回答でした。

理解しにくい部分を理解してもらうために説明会が開催されるものと考えますし、理解しにくいから説明を省きますというのは少し乱暴な印象を受けます。

現在審査中の指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請書（令和 5 年 12 月 22 日）の差し戻し及び、正確な新料金算定の背景（個別にご依頼させていただいている指定旧供給区域収支見積書の 10 年見積・15 年見積の作成を含めて）を元に再度説明会を開催していただき、指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請書を再申請するようにご指導ください。

③ 説明会質疑応答の情報開示

「供給規定改定について」説明会（令和 6 年 1 月 20 日）は 1 時間の枠を 1 回として合計 4 回同日に開催されました。

説明内容は 4 回とも同じとの告知がありましたが、質疑応答については参加者が異なるため内容も異なります。

どのような質疑応答がなされたのか、知る権利として HP への掲載または文書での配布を依頼しましたが、「控えさせていただきます。」との返答でした。

電話での通話でしたらお対応させていただきますとの事でしたので、令和 6 年 1 月 22 日に録音の許可を取った上で 15 分 28 秒の説明を受け保存いたしました。

芦屋浜エネルギーサービス株式会社は料金改定専用電話を開設されており、説明会資料で告知されています。

説明会以降も質問など問い合わせがあると考えられますので、内容をすべての関係者が可読可能な状態に開示していただけるようにご指導ください。

以 上

